

経済的な理由でお困りの保護者のみなさんへ

令和8年度 就学援助制度のお知らせ

就学援助制度とは？

小・中学校・義務教育学校等のお子さまがいる経済的な理由でお困りの家庭に対して、学用品費等や給食費などを援助する就学援助制度を設けています。

※就学援助対象者・支給内容等については裏面及びホームページをご確認ください。

ホームページリンクのQRコードはこちら



申請方法・受付期間

①オンライン（LINE）申請

申請についてのQRコードはこちら

②窓口申請

■受付場所

- ・学校教育課（八女市役所本庁2階）
- ・各支所窓口（市民生活福祉係） ※午前8時30分～午後5時15分

③受付期間

令和8年3月2日（月）～令和8年4月30日（木）

【土・日・祝日を除く】



毎年申請手続きが必要です。令和7年度に認定された方も改めて申請してください。

上記期間に限らず、年度途中の申請受付も随時おこなっています。

※裏面もご確認ください

援助の内容（支給額）について

1. 学用品費等

小学校		中学校	
1年生	2～6年生	1年生	2～3年生
11,630	13,900	22,730	25,000

2. 給食費

小学校	中学校
実費	実費

3. 新入学児童生徒学用品費等 （4月認定者のみ）

小学校（1年生）	中学校（1年生）
57,060	63,000

4. 校外活動費 （宿泊を伴うもの）

小学校	中学校
上限 3,690	上限 6,210

5. 校外活動費 （宿泊を伴わないもの）

小学校	中学校
上限 1,600	上限 2,310

6. 修学旅行費

小学校	中学校
上限 22,690	上限 60,910

7. スポーツ振興センター災害掛金 （4・5月認定者のみ）

小学校	中学校
380	380

※支給額は令和7年度の額です。変更になる場合があります。

※八女市立学校以外の方は支給項目が異なります。お問い合わせください。

援助の対象になる方について

- 生活保護の停止又は廃止の措置を受けた世帯
- 市県民税等が非課税の世帯
- 児童扶養手当法に基づく児童扶養手当を全額支給を受給している世帯
- 児童生徒と生計を一にする者全員の収入の合計額が、生活保護法による保護基準額の1.3倍未満の世帯
- その他の事情により、学費等の支払いに困っている世帯

援助を受けることができる収入の目安

- 家族5人の場合 世帯収入 400万
父：40歳 母：38歳 子：小6、小3、小1
- 家族4人の場合 世帯収入 350万
父：40歳 母：38歳 子：小6、小3
- 家族3人の場合 世帯収入 300万
父：40歳 母：38歳 子：小6
- 家族2人の場合 世帯収入 250万
母：38歳 子：小6

※この収入を超えている場合でも、各世帯の状況により援助の対象となる場合があります。

※実際に認定となる世帯の年収は世帯員の構成や年齢、家賃の有無などにより異なる場合がありますので、まずは申請をしてください。

◆問い合わせ先◆
八女市教育委員会 学校教育課学務係
TEL：0943-23-1954